

一宮市食料品物価高騰支援金給付業務  
プロポーザル実施要領

2026年1月

愛知県一宮市

## 1 目的

「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」((令和7年11月21日閣議決定)において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえて実施する、食料品の物価高騰に対する支援金給付事業を迅速かつ正確に実施することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

一宮市食料品物価高騰支援金給付業務（以下「本業務」という。）

### (2) 紹介概要

#### ① 一宮市食料品物価高騰支援金（以下「支援金」という。）の内容

2026年1月1日（以下「基準日」という。）時点で本市に住所を有する者で、かつ、2007年4月1日以前に出生した者（以下「給付対象者」という。）に対して、1人当たり5千円を給付する。

#### ② 紹介対象者数

320,000人（見込）

#### ③ 紹介方法と想定対象者数

ア 基準日時点において、公金受取口座の登録がある給付対象者へ、2026年4月上旬に、当該公金受取口座へ振り込む方法。160,000人。

イ 基準日時点において公金受取口座の登録がなく、2026年3月31日までに公金受取口座を登録した給付対象者へ、2026年5月下旬に、当該公金受取口座へ振り込む方法。5,000人。

ウ アとイのいずれにも該当しない給付対象者へ、市が指定する方法により申請を受け付けた上で、セブン銀行ATMにおいて受け取る方法。155,000人。

エ ウの方法での受け取りが困難な対象者へ、振込口座を確認の上、個別に振り込む方法。5,000人。

オ エの方法での受け取りが困難な対象者へ、現金により給付する方法。50人。

#### ④ 紹介手続等（変更となる場合あり）

支援金給付に係る申請手続きは以下のとおり。

- ③ア、イの対象者…プッシュ型（振込案内のみを送付）
- ③ウ、エ、オの対象者…申請方式（オンラインまたは郵送）

#### ⑤ 申請期限（予定）

③ウ・エ・オにおける申請期限は2026年8月31日（金）とし、セブン銀行ATMでの受け取り期限は2026年10月末ごろまでとする。

### (3) 業務委託内容

別添「一宮市食料品物価高騰支援金給付業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 提案上限価格

150,000千円（消費税及び地方消費税額を含まない）

※ 仕様書では「郵便料金は、委託料に含めることとし」とあるが、本プロポーザルの見積には郵便料金を除いた金額を記載すること。

### 3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出期限において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。
- (5) 一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは契約時に、一宮市入札参加資格者名簿に登録される見込みがあること。
- (6) 過去に都道府県、市町村等において本業務と同等業務についての実績を有すること。

### 4 選定スケジュール

企画提案の審査は、「一宮市食料品物価高騰支援金給付業務委託選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）にて実施する。

公募開始から優先交渉権者決定までのスケジュールは次のとおりである。

年月日	項目	備考
2026 年 1 月 27 日（火）	プロポーザル公募開始 ・質問受付開始	下記のサイトから提出
2026 年 2 月 2 日（月）17 時	質問受付期限	
2026 年 2 月 3 日（火）予定	質問回答	市ウェブサイトへ掲載
2026 年 2 月 6 日（金）17 時	提案書等の提出期限	
2026 年 2 月 9 日（月）予定	書面審査の実施	プレゼンテーション無し
2026 年 2 月 10 日（火）予定	結果通知	電子メールにて送付
2026 年 2 月 10 日（火）予定	契約締結	

### 5 本件に関する連絡先及び書類等提出先

〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市役所本庁舎（6 階） 総合政策部政策課

E-mail : [seisaku@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:seisaku@city.ichinomiya.lg.jp) 電話 : 0586-28-8952

提出用 URL : <https://logoform.jp/form/Z3LR/1422023>

○一宮市食料品物価高騰支援金給付業務委託プロポーザル資料提出専用サイト（以下「資料提出専用サイト」という。）

※質問、提案書等は、資料提出専用サイトから提出すること。

なお、提出フォームのアップロード上限値は 1 ファイルあたり 10MB までとなるため、それを超えてアップロードできない等の場合は、別途送信方法について案内するため、速やかに上記連絡先へ連絡すること。

## 6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### (1) 提出方法

【様式1】質問書に質問を記入し、資料提出専用サイトから提出すること

※質問については、提出が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

### (2) 質問書受付期限

2026年2月2日(月)17時

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、2026年2月3日(火)に、市ウェブサイトへ掲載する。

なお、提案書の書き方等の質問には答えられないので注意すること。また、参加資格を満たさないことが明らかな質問者からの質問に対しては、市は回答しないことができるものとする。

### (4) 回答の扱い

質問への回答は、本実施要領等の追加又は訂正とみなす。

## 7 提案書等の提出

### (1) 提出書類一式及び提出部数

提案者は、次のとおり書類を提出すること。

ア. 【様式2】企業概要兼業務実績報告書

イ. 提案書（様式は任意）

仕様書等の記載内容を十分に理解したうえで、別紙①「企画提案書作成要領」に基づき提案書を作成すること。

ウ. 見積書

積算内訳書を含む（様式は任意）。会社名、代表者名、代表者印を記入押印すること。

### (2) 提案書等の提出期限

2026年2月6日(金)17時まで

### (3) 提出方法

資料提出専用サイトから提出すること。

※書類は全て電子データを提出すること。

※送付後、必ず提出確認の連絡（5.記載の電話）を行うこと。

## 8 選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定する。なお、提案上限価格を超えた場合は、失格とする。

## 9 審査後の流れ

### (1) 優先交渉権者の決定

機能評価及び価格評価の合計を総合評価とし、点数が最も高かった者を優先交渉権者とする。

総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を優先交渉権者とする。

それでもなお決定できない場合は、選定委員会において決定する。

辞退者及び失格者は対象外とする。

## (2) 結果通知

結果は2026年2月10日（予定）に、提案者（辞退者を除く）すべてに電子メールで通知する。

なお、優先交渉権者の業者名及びその合計点以外は公表しないものとする。

また、審査経過や結果に対する異議は一切受けつけない。

## (3) 失格要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

ア 提案上限価格を超過している場合

イ 本実施要領及び仕様書等で定める事項に適合しない場合

ウ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があったと認められる場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 10 契約

優先交渉権者は一宮市との間で、契約を締結するための仕様書等の協議を速やかに行い、契約内容を確定する。ただし、協議が成立しない場合は、次順位の交渉権者と協議を行う。

## 11 費用

本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

## 12 その他

(1) 提案書等は、本件以外に無断で使用しない。

(2) 提案書等は、無断で公開しない。

(3) 提出書類一式は、当市の必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 提出書類一式は返却しない。

(5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。

(6) 提案書等に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(7) 提案書等は、1者につき1案のみとする。

(8) 提出後の提案書等の差替え、訂正、再提出は一切認めない。

(9) 提出書類一式は日本語、通貨は日本円とすること。

(10) 辞退あるいは失格した場合でも、これを理由として不利益な取扱いは行わない。

(11) 応募状況により選考方法、選考日程を変更することがある。その場合、参加申込書の提出事業者に連絡を行う。

## 企画提案書作成要領

## 1 作成上の留意点

## (1) 書式等

- ア 提出形式は、電子データ（拡張子：PDF）とする。
- イ 枚数は表紙・裏表紙等を含め 15 ページ以内とすること。
- ウ 表紙を含め各ページには、下部にページ番号を表示すること。
- エ 表題は「一宮市食料品物価高騰支援金給付業務企画提案書」とする。

## (2) 留意点

- ア 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- イ 提案者自らが実現できる範囲内で記載すること。

## 2 記載内容

仕様書に記載の業務内容は確実に実施できることが前提のため、提案書には以下の内容を記載すること。

記載項目	提案書記載要領
(1)業務概要	本業務における方針、コンセプトや訴求ポイント
(2)システム概要	本業務におけるシステムの機能や運用管理
(3)セキュリティ対応	システムにおけるサーバやネットワークにかかるセキュリティや、個人情報の取り扱いにかかるセキュリティ対応
(4)事務センター・コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員の配置体制を記載（特に経験者の配置など）</li> <li>・事務センターとコールセンターとの連携方法や業務の進め方</li> <li>・不備書類等の対応方法</li> </ul>
(5)同様事業の実績	都道府県および一宮市と同等規模以上の自治体における本業務と同様の実績
(6)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の全体的な実施体制</li> <li>・緊急時の対応方法</li> </ul>
(7)有益な追加提案	有償・無償を問わず、仕様書以外に市および市民にとって有益な追加提案を行うこと。（有償の場合は、その費用を <u>追加提案以外の見積書</u> とは別に記載することとし、追加提案を合わせた金額が、提案上限額を超えない範囲とする。）